

市立学校・園における災害時の措置

川西市教育委員会
平成25年11月1日更新版 平成29年度

<台風・大雨等の場合>

川西市に、**気象警報(暴風、大雨、洪水、大雪)**又は**特別警報(暴風、大雨、大雪)**のいずれかが発表された場合

(1) 登校園以前

午前 7 時 現在 上記の 気象警報 又は 特別警報 のいずれかの 発表があった場合	自宅待機
午前 9 時 までに 上記の 気象警報 が解除 または「 注意報 」に変更された場合	登校園する
午前 9 時 現在 引き続き上記の 気象警報 又は 特別警報 が 発表されている場合	臨時休業
◎「大雪警報」発表中の場合 9時までに「大雪警報」が解除されても、積雪状況によって、危険が予測される場合は、校園長判断により「臨時休業」とします。	

(2) 登校園以降

登校園途中または登校園後 上記の 気象警報 又は 特別警報 のいずれかが 発表された場合	校園長判断により、 下校園又は校園での待機 ※特別警報は、数十年に一度の強風 や大雨、大雪が発生する状況となる ことから、その状況の中、下校さ せることは危険ですので、校園での 待機とします。
--	--

<地震の場合>

(1) 登校園以前

校園区内に甚大な被害が発生し、安全確保が困難であると校園長が判断した場合は、「臨時休業」とする。

(2) 登校園途中または登校園以降

安全確保に努めながら下校園させるか、校園内に待機させるかなど、校園長が判断し、適切な措置を講じる。

※「特別警報」とは・・・

- 予想される現象が特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を警告する防災情報であり、警報発表された後に、市町単位で特別警報が発表されます。**特別警報発表時は、ただちに、身を守る行動をとってください。**
- 「特別警報が発表されない」は「災害が発生していない」ではありません。これまで通り注意報、警報、その他の気象情報を活用し、早めの行動をとることが大切です。
- 特別警報は、自治体や報道機関を通じて伝えられます。テレビやインターネット、自治体から発信される情報の収集に努めてください。